

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第八十三条及び第百一条」を「第八十二条及び第百四条」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

機 関 名	事 務	所 掌 機 関
県税事務所 厚生環境事務所 農林水産事務所 建設事務所	前項第十六号及び第十七号に掲げる事務（同項第十六号に掲げる事務については、同項第十六号の二に掲げるものを除く。）	関係総務事務所
保健所	前項第十六号及び第十七号から第二十三号までに掲げる事務（同項第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。）	関係総務事務所
広島県食肉衛生検査所	前項第十六号及び第十七号から第二十三号までに掲げる事務	広島県北部総務事務所
広島県北部こども家庭センター	前項第十六号、第十七号及び第二十三号から第二十一号まで及び第二十三号に掲げる事務（同項第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。）	広島県北部総務事務所
畜産事務所	前項第十六号及び第十七号から第二十三号までに掲げる事務（同項第十六号に掲げる事務については、同項第十六号の二に掲げるものを除く。）	関係総務事務所
病害虫防除所 広島県東部農業技術指導所	前項第十六号及び第十七号から第二十三号までに掲げる事務	広島県西部農業技術指導所



(四) 第百条の二第一項の規定による報告書の受付

第八条第二十六号中(国)を(国)とし、(国)を(国)とし、(甲)を(国)とし、(戊)を(国)とし、(戊)を(甲)とし、(乙)を(戊)とし、(丙)を(乙)とし、(己)を(丙)とし、(己)の次に次のように加える。

(四) 第七十四条第一項の規定による計画書の受付（広島市、呉市又は福山市に主たる事業所を設置する者に係るものを除く。(五)及び(六)において同じ。)

(五) 第七十四条の二第一項の規定による報告書の受付

第八条第三十八号中「第十一号(乙)及び(丙)」を「第十一号(乙)、(丙)及び(丁)」に改める。

第十二条第一号(三)中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号(四)中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号(五)中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同号(六)中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号(九)及び(十)中「指定障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同号(十一)を削り、同号(十二)中「第五十七条の四」を「第五十七条の四第二項」に改め、同号(十三)を同号(十三)とし、同号(十四)中「第五十七条の三」を「第五十七条の三第二項」に改め、同号(十五)を同号(十五)とし、(十六)を(十五)とし、(十七)の次に次のように加える。

(十七) 第四十七条第五項の規定による報告の受理（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るものを除く。）

第十二条第一号(四)から(六)までを削る。

第十二条第一号の二を削り、同条第一号の二の(一)、(二)、(三)、(四)及び(五)中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号(六)中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同号(八)及び(九)中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号(十)中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第一号の二の二を同条第一号の二とし、同条第四号を削る。

第十三条第二号の二を削り、同条第三号を次のように改める。

三 重点品目産地発展支援事業実施要領に基づく事業計画の承認

第十三条第七号(一)(九)を削り、同号(一)中(十)を(九)とし、(十)を(十)とし、(十一)の次に次のように加える。

(11) 重点品目産地拡大推進事業費補助金（野菜再生産費用助成事業に係るものを除く。）

(12) 集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業費補助金

第十三条第七号(二)中「、新山村振興等農林漁業特別対策事業及び経営体育成事業」を「及び新山村振興等農林漁業特別対策事業」に改め、同条第二十九号(七)中「及び同条第二項の規定による立入調査等」を「、同条第二項の規定による立入調査等及び同条第三項の規定による標識の建設等」に改め、同条第三十四号中「、間伐材安定供給コスト支援」を削り、「地域材利用開発」を「森林・林業人材育成加速化事業」に改め、同条第三十七号(十)中「公聴会の開催」を「公聴会の開催その他の必要な措置の実施」に改め、同条第三十九号(三)中「同意」を「協議」に改め、同号(五)中「同意又は」を削る。

第十四条第十四号中「次に掲げる農畜水産業関係補助金」を「広島県畜産振興事業補助金

交付要綱」に改め、同号(一)及び(二)を削る。

第十五条第一号中(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 第十二条の四第一項の規定による定期報告の受付

第十五条第一号(六)の次に次のように加える。

(七) 第十三条の二第一項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出の受付

第十六条ただし書中「第四十五号」の下に「、第五十六号(三)及び(四)」を加え、同条第一号(二)中「知事が認可したものに係るものを除く」を「(一)に規定する認可に係るものに限る。(三)、(四)、(六)、(七)及び(九)において同じ」に改め、同号(三)、(四)、(六)、(七)及び(九)中「(知事が認可したものに係るものを除く。)」を削り、同号(五)中「知事が認可し、又は変更認可するものに係るものを除く」を「(一)に規定する認可又は(二)に規定する変更認可に係るものに限る」に改め、同条第二号(二)中「知事が認可したものに係るものを除く」を「(一)に規定する認可に係るものに限る。(三)、(七)及び(八)において同じ」に改め、同号(三)中「(知事が認可したものに係るものを除く。)」を削り、同号(四)中「知事が認可し、又は変更認可するものに係るものを除く」を「(一)に規定する認可又は(二)に規定する変更認可に係るものに限る。(五)において同じ」に改め、同号(五)中「(知事が認可したものに係るものを除く。)」を削り、同号(六)中「知事が認可したものに係るものを除く」を「(一)に規定する認可、(二)に規定する変更認可又は(三)に規定する変更の届出に係るものに限る」に改め、同号(七)及び(八)中「(知事が認可したものに係るものを除く。)」を削り、同条第三号(一)中「知事が認可した採取計画に係るものを除く」を「第二号(一)に規定する認可を受けた採取計画に係るものに限る。(二)において同じ」に改め、同号(二)中「(知事が認可した採取計画に係るものを除く。)」を削り、同条第十四号(一)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「(四)、(五)、(七)、(八)及び(九)から(七)までに規定する許可並びに(三)に規定する協議に係るものに限る。(六)において同じ」に改め、同号(二)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「(七)に規定する許可に係るものに限る」に改め、同号(三)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「(四)から(八)までに規定する許可に係るものに限る」に改め、同号(四)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「(四)から(六)までに規定する許可に係るものに限る」に改め、同号(五)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同号(七)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同号(八)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同号(九)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同条第二十六号(一)アを削り、同号(一)中イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同号(七)中「徴取」を「徴収」に改め、同条第二十八号(一)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第二十六号(一)に規定する許可に係るものに限る。(二)において同じ」に改め、同号(二)中

(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(六)を(三)とし、(七)の次に次のように加える。

(五) 第六十六条の規定による協議

(六) 第六十七条の規定による費用の負担命令

第十六条第二十三号(七)中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同条第二十五号(一)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第二十四号(一)に規定する許可に係るものに限る。(二)において同じ」に改め、同号(二)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同条第二十六号(一)アを削り、同号(一)中イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同号(七)中「徴取」を「徴収」に改め、同条第二十八号(一)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第二十六号(一)に規定する許可に係るものに限る。(二)において同じ」に改め、同号(二)中

「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同条第三十九号(一)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第三十七号に規定する許可に係るものに限る。(二)において同じ」に改め、同号(二)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同条第四十号(一)中「のうち次に掲げるもの」を「(水面貯木場として占用するものに係るものを除く。)」に改め、同号(一)及び(二)を削り、同号(二)中「(同項第一号に掲げるものを除く。)」の許可」に改め、同号(二)(1)及び(2)を削り、同号(二)を次のように改める。

(三) 第三十七条の四の規定による一般公共海岸区域の占用許可(水面貯木場として占用するものに係るものを除く。 ) 及び当該許可に係る第三十八条の二第二項の規定による条件の設定

第十六条第四十号(中)「の許可のうち次に掲げるもの」を「(同項第一号に掲げるものを除く。 ) の許可」に改め、同号(七)(1)及び(2)を削り、同条第四十二号(一)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第四十号(一)、(二)、(三)又は(七)に規定する許可に係るものに限る。(二)において同じ」に改め、同号(二)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同条第四十八号(二)中「除く」を「除く。(三)及び(四)において同じ」に改め、同号(三)及び(四)中「(一)に規定する行為を伴うものを除く。)」を削り、同号(六)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「(一)若しくは(二)に規定する許可又は(四)に規定する協議に係るものに限る。(七)及び(九)において同じ」に改め、同号(七)から(九)までの規定中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同条第五十号(三)中「除く」を「除く。(四)において同じ」に改め、同条第五十一号(一)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第五十号(三)に規定する許可に係るものに限る。(二)及び(三)において同じ」に改め、同号(二)及び(三)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同条第五十三号(二)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第五十二号(二)に規定する許可に係るものに限る。(三)において同じ」に改め、同号(三)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同号(四)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第五十二号(二)に規定する許可又は同号(三)若しくは(四)に規定する届出等に係るものに限る」に改め、同条第五十五号(六)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「(三)に規定する許可に係るものに限る。(七)及び(八)において同じ」に改め、同号(七)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同号(八)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「(五)に規定する許可に係るものに限る」に改め、同号(九)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、同号(十)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「(三)又は(六)に規定する許可に係るものに限る」に改め、同条第五十六号(四)中「第四十二条」を「第五十二条の二」に改め、同条第六十号(五)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「(三)に規定する許可に係るものに限る。(六)、(九)及び(十)において同じ」に改め、同号(六)中「知事が許可又は不許可したものに係るものを除く」を「(三)に規定する許可又は(四)に規定する不許可に係るものに限る」に改め、同号(八)、(九)及び(十)中「(知事が許可したものに係るものを除く。)」を削り、第六十一号(三)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「

第六十号(三)に規定する許可又は同号(四)に規定する届出に係るものに限る」に改め、同条第七号中「及び(六)」を「(六)及び(七)」に改める。

第十七条第四号(一)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第三号(一)に規定する許可に係るものに限る。(二)において同じ」に改め、同号(二)中「(知事が許可したものに係るものを除く。一)」を削り、同条第六号(一)「知事が許可したものに係るものを除く」を「第五号(一)に規定する許可に係るものに限る。(二)において同じ」に改め、同号(二)中「(知事が許可したものに係るものを除く。一)」を削り、同条第十二号(二)中「土石の採取に係る」を「同項第一号に掲げる」に改め、同号(三)中「土石の採取に係るものを除く」を「(一)又は(二)に規定する許可に係るものに限る」に改め、同号(七)中「土石の採取に係る」を「同条第一号に掲げる」に改め、同条第十三号(一)中「知事が許可したものに係るものを除く」を「第十二号(一)、(二)、(六)又は(七)に規定する許可に係るものに限る。(三)において同じ」に改め、同号(二)中「(知事が許可したものに係るものを除く。一)」を削る。

第二十四条の五第一号中「第十三条第一項第十号及び同条第二項第四号」を「第十三条第四号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条第二十号の改正規定は、平成二十四年六月一日から施行する。